申込みに関するご案内　お申し込みの前にお読みください。

すべての税目 共　通	＊手続きが完了した旨のご連絡はしていません。開始時期については、上の日程をご確認ください。 ＊投函が遅れた場合や依頼書の記入内容及び押印に不備があった場合、ご希望の振替日に間に合わないことがあります。不備があった場合は、返送等にてご連絡します。 ＊登録する口座の名義は、納税義務者本人でも、本人以外でも可能です。 ＊口座振替は領収書の発行はしていません。振替済み確認は通帳の記帳によりお願いします。
固定資産税 都市計画税	＊通知書番号を複数お持ち（単独名義分と共有名義分等）の方は、それぞれの通知書番号ごとに申請が必要です。 ＊口座振替（自動払込）の取り扱いは納税義務者単位となります。物件単位または共有物件の所有者持分単位での振替（払込）依頼はできません。 ＊登記内容の変更（相続登記等含む）があった場合、翌年の納税義務者が変更になりますので、新たに口座振替申請が必要です。（前年度と通知書番号が違う場合は納税義務者が変更されています。）
軽自動車税 （種別割）	＊口座振替は納税義務者（所有者）単位になります。車両単位での振替（払込）依頼はできません。